

仙台厚生病院の申し立てに対する見解

2021年5月24日

朝日新聞社報道と人権委員会

1. 事案の概要と審理の経過

(1) 本事案は、2017年11月10日付朝刊(東京本社発行版)第2社会面に掲載された(見出し)「パラダイス文書/日本の医師・病院に株提供 租税回避地の医療機器メーカー/病院、医療機器を治験」について、当該記事で報じられた仙台厚生病院(以下、同病院とする)が、「(同病院が)租税回避地で売却利益を得た、あるいは租税回避をしていたという誤解が生じる」などとして、「朝日新聞社は、同病院が租税回避をしていた疑いがあると判断したのか」などとする質問書を、2018年10月7日付で朝日新聞社に送付したことに始まる。朝日新聞社は「当該記事は、タックスヘイブンの英領バミューダ諸島に登記された医療機器メーカーから、各国の医師や病院がストックオプション(新株予約権)や未公開株を取得したことを示す資料がパラダイス文書から見つかったことを伝えるもので、同病院が租税回避をしていた疑いがあると指摘したものではない」などと、広報部長名で回答した。

これを受けて同病院は、「同病院が『パラダイス文書』と関連づけて報道されるべきではないこと」などの確認を求めて、2019年9月5日付で朝日新聞社「報道と人権委員会」に申し立てた。

(2) 当委員会は申し立てを受理し、申立人、朝日新聞社それぞれから資料の提出を受けるとともに、計10回にわたり委員会を開催して、双方の関係者から複数回のヒアリングを行うとともに審理した。2020年にコロナ禍に見舞われたことから途中、長期の審理中断を余儀なくされた。

2. 本件記事の概要と取材・出稿の経緯

①本件記事の概要

租税回避地である英領バミューダ諸島に登記された医療機器メーカーのバイオセンサーズ・インターナショナル・グループ社(以下、バイオ社)から、仙台厚生病院(以下、同病院)と同病院に勤務経験がある3人の医師にストックオプションや未公開株が提供されていた。同病院では、バイオ社製のステント(Sステント)の治験を2001~03年、バイオ社の技術提供でテルモ社が開発したステント(ノボリ)の治験を07~10年に実施しているところ、バイオ社提供にかかるストックオプションで得た株の売却で、同病院は07年に約440万円、医師(以下、A医師)は06年までに1億円超(別に付与された未公開株の売却益も含む)、別の医師2人は数百万円の利益をそれぞれ得ていた。

本件記事は上記の事実を取り上げた上で、同病院の目黒泰一郎理事長の「法的にも道義的にも問題はない」との発言とともに、識者の「こうした利益相反」についても透明性確保の仕組みが必要ではないかとのコメントを掲載している。

②取材・出稿の経緯

本件記事は、バミューダ諸島などタックスヘイブンに設立された法人や組合に関する電子ファイル「パラダイス文書」が流出したのを受けて、非営利の報道機関「国際調査報道ジャーナリスト連合（ICIJ）」に加わる各国の記者らが、その内容を調査・分析したプロジェクトの一環として報じられた。朝日新聞社では編集委員がICIJに対する窓口となり、取材や記事出稿にもあたった。

「パラダイス文書」に関する取材・報道は解禁日が設定され、2017年9月に関係当事者に対する直接取材が解禁になり、報道は同年11月6日午前3時（日本時間）に世界同時で解禁された。朝日新聞は同日付朝刊1面に、米閣僚がタックスヘイブンにある複数の法人を介して、ロシア企業との取引で利益を得ていたのが分かったとする記事を掲載した（見出しは「米閣僚、ロシア企業から利益／ロス商務長官 利益相反の指摘」）。この記事には「パラダイス文書」と記されたマーク（以下、ワッペンとする）が添えられており、以後、「パラダイス文書」に関する報道には、同じワッペンが付けられた。

申し立ての対象となった本件記事も、これら一連の「パラダイス文書」報道のひとつで、このワッペンが付いている。

同病院に対する取材には、朝日新聞とともにICIJと提携する共同通信も参加し、本件記事掲載日の11月10日には、共同通信が同様の記事を配信、複数の加盟社が掲載した。

3. 双方の主張

<申立人（仙台厚生病院）の主張>

申し立ての趣旨は下記3点の確認を当委員会に求めるものである。

① 同病院を「パラダイス文書」と関連づけて報道されるべきではない。

申立人は租税回避を行っておらず、その疑いもないのに、「パラダイス文書」のワッペンとともに、「租税回避地の医療機器メーカー」と見出しに掲げて報じられたことで、同病院に租税回避の疑いがあるような予断を読者に抱かせた。

② 本件記事は日本新聞協会が掲げる新聞倫理綱領（注1参照）の「正確と公正」に反する。

本件記事は申立人が株提供を受けた企業の製品について治験を行ったことを摘示しているが、そもそも株提供は、米国に留学した3人の医師が、バイオ社のステント開発（後にテルモ社のノボリに技術提供された）の動物実験など基礎研究に対するものである。同病院への株提供も医師を留学させたことへの謝礼で、本件記事に記された医療機器メーカーとの関係で利益相反に問われる事実はない。そもそも、株の提供を受けた2007年当時、利益相反の概念すら医療界では共有されていなかった。

③ 病院の全景写真付きで実名報道されるべきではない。

違法行為もなく、倫理上問題とされる行為もしていないのに、民間病院に過ぎない病院の実名や建物の写真まで報じられた。もともと記事には公益性がなく、実名や写真まで報じられたことで不当に傷つけられた。

<朝日新聞社側の主張>

申し立てに対する朝日新聞社側（以下、朝日側）の主張は次のとおりである。

① 「パラダイス文書」のプロジェクトは租税回避だけを問題にした報道ではない。

プロジェクトでは、事案ごとのテーマに公益性があるかどうかを検討したうえで報じている。実際、一連の報道の初報となった前述の記事（2017年11月6日付朝刊掲載記事）は米閣僚の利益相反をめぐるものだった。「パラダイス文書」のワッペンがあったからといって、同病院が租税回避をしていたかのように読まれるものではない。

② 新聞倫理綱領の「正確と公正」に何ら反していない。

本件記事は、公共性の高い同病院やその医師の利益相反について問題提起したものである。同病院や医師らがストックオプションや未公開株の提供を受けたことは、それだけで外觀上、利益相反が疑われるのは間違いない。取材も尽くし、慎重を期すため例外的に記事掲載前に全文を読み聞かせて確認をとっている。取材先も認めた事実だけを記した。同病院や医師らが治験の見返りに株提供を受けたとは記事には書いていない。

③ 病院の全景写真付きで実名報道は、読者の理解を助けるために適切だった。

同病院は、民間病院とはいえ規模や地域で果たしている役割から公共性の高い病院であり、記事の公共性からも、病院の実名はもとより、写真も掲載することに問題はない。

4. 本件記事に記された事実関係

当委員会は、審理するに当たって、本件記事に記された事実関係が入り組んでいるため、当事者双方に事実関係の説明と確認を求め、別表のように整理した。

5. 本件記事に対する評価

① 申し立てに対する判断のあり方

本件記事は、4で述べた通り、その前提とする事実関係は複雑であり、後述するように、倫理的非難とも結びつきうる「利益相反」という概念を用いて、申立人を名指しして報じるものである。本件記事の評価に当たっては、記事本文の記述それ自体が最も重要であるが、一般の読者は、本文の構成のほか、見出し、前文等から受ける印象の下で記事本文の記述を読むのが通常である。このような一般の読者の通常の読み方と注意からすれば、本件記事に関する申し立てについても、本文の構成、本件記事の見出し、前文等を考慮して、判断する必要がある。また、「利益相反」という概念を用いて申立人を名指しして報じた点については、朝日新聞が不特定多数の読者を想定した一般紙であることから、本件記事の公表当時に一般の読者が有するものと思われる知識や受け止め方を考慮する必要がある。このような判断のあり方は、本件記事が調査報道の一環であること、また、本件記事の趣旨が特定の者に対する疑惑の報道ではなく、「利益相反」に関する問題提起にあったものだとしても、左右されるものではない。

② 本件記事の評価（記事と別表を参照）

本件記事の概要は2①のとおりであるところ、本件記事には、「パラダイス文書」という

ワッペンが添えられたうえで、大見出しで「日本の医師・病院に株提供」「租税回避地の医療機器メーカー」、わきに「病院、医療機器を治験」と掲げられ、前文には「仙台市の医師が（株）上場後に1億円超の売却益」「医師が勤めていた病院も売却益を得ていた」「医師や病院は（中略）製品の治験に関わっていた」と記されている。

このようなワッペン、見出し、前文の下で、同病院および医師の株売買と治験について報じた上で、結びに「日本医学会で利益相反委員長」である曾根三郎氏による「企業の利益になる治験に関われば疑義を招くのは当然」とのコメントを掲載する本件記事は、5①で述べたところからすれば、同病院および医師が租税回避をするような企業の利益になる治験の見返りに株の提供を受けた、もしくはその疑いが強いものであり、それは倫理的に非難されるべき利益相反に当たるとの印象を一般の読者に与えるものである。

曾根氏のコメントの前には、同病院の目黒理事長の「動物実験をした謝礼として株提供があった」とのコメントが掲載されている。しかし、5①で述べたとおり、本文の構成、ワッペン、見出し、前文等を全体としてみるとともに、「利益相反」の語に対して一般の読者が有するものと思われる知識や受け止め方を前提とすれば、「利益相反」との指摘に対する説得的な反論との印象を与えるものではなく、本件記事に対する上記の評価は左右されるものではない。

③朝日側主張に対する判断

イ、株提供の趣旨について

本件記事が「企業の利益になる治験の見返りに株の提供を受けた、もしくはその疑いが強い」ことを報じていることについて朝日側は、次のように、取材した事実から十分、推認できると主張している。

「同病院と2人の医師（株売買で1億円以上の利益をあげたA医師を除く）への株提供・売買がノボリの治験開始の時期とほぼ重なっている事実から、株提供には様々な趣旨があった中で、Sステントへの謝礼の趣旨もあったが、ノボリの治験への期待が大きな比重を占めていた。バイオ社側の取材やバイオ社の取締役会での社長の発言記録（注2参照）からも、バイオ社側は将来の有利な取り計らいを期待していたことがうかがえる。テルモ社のノボリの治験での好評価が、バイオ社にとっても利益につながることは容易に推測できる」

以上の朝日側の主張については、朝日側の挙げた事実から、担当記者らが株提供の主な趣旨がノボリの治験であった、と推認したことには一定の相当性が認められる。また、申立人側がバイオ社によるストックオプション付与の決議を知った時期などについて、申立人側の主張には疑問の余地が残ることも確かである。

しかしながら、5②で述べた本件記事への評価を前提にすれば、本件記事において「企業の利益になる治験の見返りに株の提供を受けた、もしくはその疑いが強い」ことを報じるためには、より正確かつ広く事実関係を明らかにした上で記事の根拠とし、可能であれば読者に記事中に具体的に示すことが求められる。この点から見ると、日本国内における病院や医師では、株提供が米国に留学した3人の医師と医師を派遣した仙台厚生病院に限られていること、国内では仙台厚生病院のほかにもSステントの治験で1病院、ノボリの治験でも多

数の病院や医師が関わったにもかかわらず、これらの病院や医師に株が提供された形跡がないこと、仙台厚生病院の最高責任者である目黒理事長個人へ株が提供されていないことなどの疑問点について、朝日側は事実関係を説明しきれていなかったといわざるを得ない。

また、バイオ社がストックオプションの付与を決議したときは、すでに、Sステントの治験は実質的に終了して、報告書のまとめの段階であったことを考えると、先行する動物実験等の基礎研究への謝礼だった可能性を合理的に排除しきれない。

従って、本件記事が指摘した事実関係それ自体はおおむね誤りを含むものでなかったとはいえ、読者に対して「企業の利益になる治験の見返りに株の提供を受けた、もしくはその疑いが強い」との印象を与える本件記事を掲載するのに必要なだけの根拠を朝日側は提示しておらず、推測の域にとどまっている。この点において、本件記事が日本新聞協会が掲げる新聞倫理綱領の「正確と公正」に反するとの同病院側の主張②には相当の理由があるものと認められる。

もっとも、A医師については、ストックオプションのほかに未公開株（ワラント）を売買し、巨額の利益を上げていること、ノボリの治験では治験責任医師となり、論考（評論）を発表していること、売買の時期からすれば、他の2人の医師や同病院とはバイオ社との関わり方が相当に異なっていることから、株提供の主たる趣旨が治験への対価であると朝日側が推測したとしても無理からぬところがあるといえる。しかし、申立人でないA医師には当委員会による審理に協力を得られなかったため、この点については判断を留保せざるを得ない。ただ少なくとも他の2人の医師及び同病院については、上記のとおり、病院側の主張に相当の理由があるものと認める。

ロ. 利益相反について

「利益相反」については、医師等が治験の対価として謝礼を受け取ることで治験結果をゆがめたとの疑いを生じさせた場合だけでなく、それが適用される社会関係に応じて、さらに研究倫理等に関する時代の変化等を踏まえて、幅広く用いられる概念であることに留意する必要がある。

現在では、名目のいかんにかかわらず、またそれが治験結果に現実に影響したかどうかにかかわらず、一般社会から見て、製薬・医療機器メーカー等からの金銭等の受領により治験の結果等が歪められる恐れがあるとの疑念が生じる場合には、利益相反状況が存在し、本件記事で引用されているヘルシンキ宣言がうたっている「利益相反マネジメント」を執ることが求められると考えられている。医療分野で利益相反が問題になる事例としては、①寄付金②共同研究・受託研究③兼業④未公開株等のかたちで企業から個人的利益を取得したところ、とりわけ④については開示などの措置では不十分であるとの立場もあることも確かである。

しかしながら、本件記事は、「利益相反」という概念をどのような意味で用いているのかを詳しく説明していない。むしろ5②で述べたとおり、「企業の利益になる治験の見返りに株の提供を受けた、もしくはその疑いが強い」との印象を与えるものであるところ、株提供が同病院と2人の医師の治験への見返りであることについては、5③イで述べたとおり、朝

日側はその根拠を提示できておらず推測の域を出ないものである。

ハ. 利益相反の「問題提起」について

朝日側は、当委員会の審理において、「病院側への株提供は治験への謝礼や期待であったと推認できる」と主張したうえで、さらに、本件記事の趣旨は、治験に関わった医師や病院は、治験の対象となった医療機器の企業（関連企業も含む）から、動物実験など基礎研究の謝礼など、その趣旨の如何を問わず、株などの利益提供があった場合には、利益相反の外観があり、それを公開する透明性が必要ではないか、という「問題提起」であったとも主張する。

上記のような利益相反マネジメントに関するルールが存在しない場合に、利益相反状況の存在を指摘し、ルール形成の必要を世論に訴えることも、報道の公共的使命に属することは確かである。しかし、本件記事が同病院を名指ししながら、そのような問題提起をするのであれば、5①で述べたとおり一般の読者が有する知識等を前提にして、利益提供により疑念を持たれる外観が生じ得ることを明確にすべきであったと考える。

実際、利益相反状況の問題を訴える新聞記事の中には、利益相反概念の抽象的説明や「利益相反」という用語の使用そのものを避け、たとえば「信頼性が揺らぐ」「中立性に懸念」といった、社会通念に寄り添う表現を選択しているものもある。これに対して本件記事は、記事末尾の専門家のコメントで利益相反の用語を用いているが、その意味を明確にしていない。

本件記事の趣旨が利益相反に関する問題提起だとするのであれば、動物実験の謝礼であろうとなかろうと、ストックオプションの付与の時期がいつであろうと、バイオ社とテルモ社は別法人であろうと問題になり得るとの問題意識を目黒理事長に伝えた上で、これらの論点に対しての同理事長の考えを尋ね、報道する必要があった。担当記者が記事の掲載前に記事の内容を同理事長に読み聞かせたとしても、事実関係の確認にとどまり、利益相反に関する同理事長の見解を正確、公正に読者に示そうとしたとは認められない。

以上から、当委員会は、朝日側の主張②は認められないものと判断する。

6. 申し立てに関する判断

5における検討を踏まえて、当委員会は、申立人の各主張について、次のように判断する。

①「本件記事は『パラダイス文書』と関連づけて報じるべきではなかった」との主張について

記事の端緒が「パラダイス文書」である以上、朝日新聞社が「パラダイス文書」のワッペンを添えて報じたことは理解できる。

しかし、見出しや、メモ、記事の構成などと合わせて考えた場合、ワッペンがあることで、読者に「租税回避」をめぐる税逃れ、または社会的に批判されるべき行為を告発する記事である印象を読者に与えたことは否めない。

朝日側が主張するように、記事の趣旨が医療界の利益相反に関する問題提起にあるのだとするのであれば、「利益相反」を見出しに取るなり、これに関するメモを付ける等すべき

であった。その場合には、「パラダイス文書」のワッペンを省く方が、記事の趣旨をより明確にしたものと思われる。

ちなみに共同通信の配信を使って同じ問題を扱った京都新聞の紙面構成などについて参考までに後記する（注3）。

②「本件記事は新聞倫理綱領が定めた『正確・公正』に反する」との主張について

5で示したとおり、当委員会はこの主張に理由があると認める。

朝日側は、当委員会の審理において、「株の主な趣旨はノボリへの治験への期待と推認できる」としながら、申立人らに取材して、それぞれが認めた「堅い事実」だけ記したとして、以下のように主張した。

「限りなく対価性とか、あるいは将来こういうふうをお願いしたいという、医師、研究者としての職務の対価性は十分に認定できるとは思っているが、この記事ではあえて書かない。外観上の利益相反にももちろん当たるとは思っているが、あえて書かない。そこは読者の判断に委ねる」

事実を可能な限り取材し、誠実に事実に向き合うことは、公正な報道の出発点である。しかしながら、本件記事の趣旨が、医療界の利益相反の問題提起にあるのだとすれば、事実を正確かつ公正に摘示した上で、朝日側の問題意識を明確に取材対象者および読者に示し、異なる見解との違いを示すことにも努める必要があるのではなかろうか。本件記事は、報道としての公正性に欠けるだけでなく、新聞倫理綱領の定める「責任ある論評」（注1参照）の趣旨にも反する。

付け加えれば、本件記事の趣旨が利益相反に対する問題提起であるとすれば、専門家のコメントにある「透明性」を確保する方策についても、種々の方策のメリット・デメリットを提示して世論を喚起するのが、調査報道のあるべき姿（注4）であろう。本件記事のあとにそのような記事が続いていないことも、報道の公共的使命の観点からは反省すべきところであろう。

③「実名・外観写真を報じるべきではなかった」との主張について

本件記事が、同病院と医師の具体的な行為が医師の倫理に明確に反し、社会的に批判されるべきものであることを公正に摘示し論評するものであったならば、公共性の高い同病院の実名や外観写真に加えて、株の提供を受けた医師も含め、実名を報道することが、読者の理解を助けるために認められるし、新聞の重要な役割のひとつである歴史への記録のためにも、その必要があったと考えられる（注5）。

だが、本件記事は、その裏付けの根拠が不十分なまま、同病院や医師が倫理的に非難される利益相反を侵しているとの印象を与えているところ、実名と外観写真の掲載は、その印象を一層強めるものである。本件記事についてこれまで判断してきたところからすれば、当委員会は、同病院の実名や写真の掲載に必要性は認められないものと判断する。

本件記事の趣旨が、朝日側が主張するように医療界の利益相反の問題提起にあり、この問題を考えるのにふさわしい事例として、実名・写真付きで取り上げるのであれば、記事の趣旨・目的に照らして必要以上に当事者の社会的評価を損なうことがないよう配慮する必要がある。そのような配慮ができないのであれば、実名はもとより、外観写真の掲載は避けるべきである。本件記事の趣旨がそのようなものであったとすれば、写真掲載に代えて、そのスペースで、利益相反それ自体は犯罪ではなく、研究の客観性・信頼性についての疑義を生じさせる外観の問題であることを指摘する等の解説を添えた方が、その趣旨をより良く達成したものと考えられる。

7. 結論

以上から、当委員会は、申し立てには相当の理由があり、本件記事は報道の公正性、責任ある論評を掲げる新聞倫理綱領の趣旨に反すると判断する。

8. 付言

当委員会は、朝日新聞社が、極めて今日的課題である「利益相反」を取り上げ、積極的に問題提起しようとした姿勢は評価するとともに、今後もより力を入れるべき報道分野であると考え。問題意識をもって取材するには、専門的な記者の経験・知識が重要だが、最終的に報じる場合は、当該テーマに詳しくない一般の読者がどう読むか、読者の立場で判断することを忘れてはならない。その際には、担当記者の原稿をチェックするデスクや、レイアウトを考える編集者の役割が重要であり、記事本文の記述それ自体はもちろん、本文の構成や見出し、前文、さらに写真等の扱いについても、当委員会の見解を参考とすることを切に望む。

利益相反のように判断に幅がある問題について、どう取り上げるか、実名とするか匿名とするか、一定の基準をあらかじめ設けておくことも重要だと考える。

最後に、本件記事が掲載された当日、同病院は記事に反論する書面を出した。これを報道していれば、朝日側が本件記事の趣旨と主張する「利益相反の問題提起」につながり、朝日新聞社が2014年の記事取り消しなどをめぐる問題を受けて策定した「信頼回復と再生のための行動計画」の柱である「多様な言論を尊重します」の理念にも合致したであろうことを指摘しておきたい。

注 1. (新聞倫理綱領 抜粋) おびただしい量の情報が飛びかう社会では、なにが真実か、どれを選ぶべきか、的確で迅速な判断が強く求められている。新聞の責務は、正確で公正な記事と責任ある論評によってこうした要望にこたえ、公共的、文化的使命を果たすことである。

注 2. バイオ社が申立人や3人の医師らにストックオプション提供を決めた経緯については、朝日新聞とともにICIJのプロジェクトに参加した共同通信が、バイオ社が2004年6月上旬にシンガポールで開いた取締役会の記録が「パラダイス文書」にあったとして、次のような内容を報じていた。仙台市の医師ら提供相手についてバイオ社幹部は「ビジネスの

発展にこれまで助けになったり、今後重要な働きをしてくれたりする人たちだ」と語った。(17年11月10日付京都新聞)。この記録は朝日側も「パラダイス文書」から知っていたとしているが本件記事では触れていない。

注3. 上記京都新聞では、「パラダイス文書で判明」というカットを添えることで「パラダイス文書」は端緒である旨を明示している。また本記と別に解説記事を添え、「未公開株の取引自体は直ちに違法なこととは言えない」「ただ今回の場合、医師と業者という密接な関係で株が取引された」などとしたうえで、「あいまいな金銭のやりとりは患者の不利益につながる恐れがある」「透明性の向上について継続的な議論が必要」などという視点を示している。

注4. 「事件の取材と報道 2018」 「調査報道では、最終的な決着の付け方で、報道機関が特定の人物なり組織を意図的に狙い撃ちした、と受け取られる恐れもある。疑惑のどこに問題があり、それが構造的不正などとどうつながっているかなど、報道する目的をはっきりさせておく必要がある」

注5. 本件記事と同じパラダイス文書に基づき、同じ医療機器企業から未公開株の付与を受けた医師について、その利益相反を問うたインド有力紙はほぼ同時期、その医師について写真を大きく掲げて実名で報じている。

朝日新聞社「報道と人権委員会」委員
 穴戸 常寿
 多谷千香子

多谷千香子委員の補充意見は以下の通り。

本件記事は、「公正中立」であろうとする余り、またどこからもクレームが来ないようにする余り、何を言っているかよく分からないものとなっている。それは、問題が起こる度に、問題が起こらない方向に編集方針をシュリンク（萎縮）させてきた結果ではないかと推察される。問題の発生を未然に防止するには、編集方針は原点に据え置いたまま、調査・取材を尽くすこと及び人権配慮に意をいたすことを徹底することで行うべきである。編集方針をシュリンクさせると、読者にとって面白くない記事になり、新聞に対する興味を失わせてしまう。

なお、本事案については、会田弘継委員の少数意見がある。

別表 本件記事に書かれた仙台厚生病院をめぐる事実関係

太字部分は本件記事に掲載。その余は当委員会の審理において確認。ただし申立人と朝日新聞社とで一致しない点もある。

バイオ社＝バイオセンサーズ・インターナショナル・グループ社

仙台厚生病院に勤務経験のある医師3人＝A・B・C

1997年4月 医師A 米国に留学（～99年8月）

1998年5月 バミューダでバイオ社登記

1999年8月 医師B 米国に留学（～2001年11月）

2001年9月 医師C 米国に留学（～02年3月）

1998年頃～2002年 医師A・B・C バイオ社の動物実験などに協力

2001年12月～ 仙台厚生病院がバイオ社の医療器具Sステントの治験を開始

2003年2月 バイオ社が医師Aへのワラント（新株引受権）付与を取締役会で承認

2003年3月 仙台厚生病院におけるSステント治験が実務終了（報告書提出は04年10月19日）

2003年10月 テルモ社がバイオ社と技術契約締結（ノボリステント開発）

2004年 バイオ社の文書にストックオプションを与える医師名など記載

6月 バイオ社は仙台厚生病院・医師ABCにストックオプション付与を決定

2005年5月 バイオ社がシンガポールで株を上場

2006年 医師Aバイオ株売却終了。1億円以上の利益（あらかじめ6千万円拠出）

2006年10月 Sステントの国内販売承認（仙台厚生病院でも患者に使い始める）

2007年6月 仙台厚生病院がテルモ社とノボリステントの治験を契約（～10年3月）

6月末 医師A、仙台厚生病院を退職（その後退職）

2007年7月 仙台厚生病院、バイオ社の株取得（ストックオプション行使）、医師Bも

2007年10月 仙台厚生病院 バイオ社の株を売却（売却益440万円）（日本で納税）

医師Bも

2012年2月 医師C、バイオ社の株取得、4月に売却

会田弘継委員の少数意見

「見解5. 本件記事に対する評価」以下について、会田弘継委員は多数意見と見解を異にし、結論も異なった。会田委員の少数意見は下記の通り。

5. 申立人・朝日新聞側双方の主張についての判断

1) 本件記事に対する申立人の訴えの核心は「3.<申立人の主張>②」であり、その骨子は①本件記事に記された当該病院ならびにその医師らと、当該医療機器メーカーとの関係において、利益相反を問われるべき事実はなく、②株提供を受けた当時（2007年）、本件記事が指摘するような利益相反概念は医療界では共有されていなかった——から、本件記事は新聞倫理綱領の定める「正確と公正」に反するとの主張である。

従って、A、上記①において「利益相反」が意味するところをまず明確にし、B、それに該当する事実があったかどうか、次いでC、②が歴史的事実かどうか——を、双方の主張に基づいて判断する必要がある。

A、利害関係のある企業から、いかなる名目で金銭や株を受領しようと、またそれが治験結果や臨床試験報告などに実際に影響したかどうかに関わりなく、一般社会の目で見ると金銭等の受領により治験等がゆがめられた恐れがあるとの疑念が生じる場合は一般に利益相反状況が生じていると判断するべきであり、そうした判断が一般的である。医療分野で製薬・医療機器メーカーなどの企業から取得し、利害相反に結びつく恐れのあるケースとしては兼業、未公開株取得を含め、多数意見が列挙した通りに広範な個人的利益が挙げられる。利害関係企業の未公開株はそもそも受け取るべきでないと考えるのが医療関係者の間では普通であるとの調査もある。金銭等の授受の時期についてもいつであろうと、研究行為等がゆがむのではという印象を一般社会に与えるようであれば、利益相反状態とみて差し支えない。

利益相反は「状況」であり、問題とされるのは「外観」である。研究結果等に実際の影響が出たかどうかに関わりなく、状況の「外観」こそが問われる。研究結果等の信頼性に対し周囲に疑念が生じるからだ。一般に影響や因果関係を証明するのは強制捜査でも行われな限りまず不可能で、利益相反の肯綮（こうけい）はそこにはなく、また犯罪でもない。影響や因果関係を疑われるような「アピアランス（外見）」の問題だから、それを利益相反マネジメントで予防ないし事後対応することになる。メディアの側からいえばマネジメント・ルールがないところには、利益相反を社会に向けて指摘し、ルールづくりを後押ししていくのが社会的責任であると考えて差し支えない。

B、本件記事については、多数意見も記事本文を最も重要と見なしているが、記事本文に記載された個々の事実におおむね誤りはないと判断できる（多数意見も同じ）。利益相反に当たる核となる事実、すなわち①名目のいかに関わらず利害関係者であるバイオ社との未公開株等の授受があり、②利害関係者であるバイオ社の製品ステントの治験、治療での使用、バイオ社技術使用のテルモ社ステントの治験などが行われ、③その「状態」に対し、日本医学会の曾根三郎氏が「（治験に）疑義を招くのは当然」とし、利益相反マネジメントのルールをつくり信頼性確保に努めるよう病院に促した——との3点に関し、記事に記載された

事実についてはほぼ争いはない。朝日側が取材して知った内容を意図的に歪曲(わいきよく)したような経緯も認められない。③については特段に専門家でなくとも、当該記事の一般読者も①②の事実の結果として、治験結果に疑義を持つのが普通であろう。そのこと自体はAで指摘した通り、「外観」による治験等への影響の推認として、なんら非難されるべきことではなく、むしろ健全な倫理的反応である。

なお、本件における双方からの事情聴取等でバイオ社からの未公開株提供の趣旨を示した客観的資料は、同社の2004年6月上旬の取締役会で同社幹部が「今後重要な役割をしてくれたりする人たちだ」などと提供の理由を述べた記録のみであった。ただし、株提供の趣旨の証明は利益相反を問う際の必要条件ではなく、また治験の見返り(謝礼)であるとの具体的裏付けや、治験の結果がゆがんだとの証明も利益相反を問う必要条件ではない。利益相反自体は犯罪ではなく倫理的問題で、あくまで金銭や株等の授受の事実と、それによって治験等の結果に影響が出たとの疑念が人々に生じ、治験等の信頼が揺らぐことだけが問題とされる点に留意したい。

C、2007年当時、本件記事が指摘するような利益相反概念は医療界では共有されていない、という申立人の主張には根拠はないと判断する。本件記事にもある「ヘルシンキ宣言」の2000年改訂や2003年の厚生労働省の倫理指針は、いかにして利益相反問題を回避するかなどの具体的方策(利益相反マネジメント)に関する論議であって、それ以前に倫理問題としての利益相反概念が存在しないと考えるべきではない。本委員が知る限りでも、仙台厚生病院とバイオ社との株授受があり治験等が行われていた期間においては、2004年6月には大阪大学医学部付属病院で臨床試験医らが製薬ベンチャーから未公開株を取得して利益相反を問われて大きく報道されたほか、1990年代から利益相反問題をめぐる多くの報道がなされている。2007年当時に利益相反状態の発生を防ぐため、あるいは発生後に採るべき措置について広く共通ルールなどが整備されていなかったとしても、利益相反を起こすことが許されていたと認定することはできない。

以上A、B、Cにより、「3.<申立人の主張>②」で新聞倫理綱領の「正確と公正」に反すると申立人が主張した2点については、根拠を認めることができない。従って、「3.<朝日新聞側の主張>②」はおおむね認めることができる。

2) 上記「3.<申立人の主張><朝日新聞側の主張>双方の①」は、本文内容の正否に関わらず、記事の見出しや構成などを含めて読者の誤読を招く可能性に関するもの、「3.同③」は実名・写真の掲載の当否に関するものである。

<①についての判断>治験に疑念を持たれる外観が生じ得るという意味において、記事が利益相反を指摘すること自体は、妥当と認められる。見出しの「日本の医師・病院に株提供」「病院、医療機器を治験」は、本件記事が問う利益相反の必須要件(利益の授受と責務相反)であるから、これも妥当と認めうる。「租税回避地の医療機器メーカー」については、「租税回避地」を見出しで強調することで、本件記事全文を読み通さない読者に当該病院の租税回避を問う記事との「予測」を生むとの申立人の主張は理解できる。

また、記事が利益相反を扱うということは、相当数の一般読者には記事最後の曾根三郎教

授のコメントを読むまで理解できないことが推定される。記事を途中までしか読まない読者が趣旨を、「予測」によって誤解する恐れは十分ある。利益相反の内容は曾根教授のコメントで理解できると思われるが、「利益相反」という用語の使用そのものも避け、「信頼性が揺らぐ」「中立性に懸念」など社会通念に寄り添う表現で、読者に問題性を訴える工夫をする方がより望ましい。「利益相反」という言葉を使用するなら、それ自体は犯罪でないことも明記するような簡単な解説などを記事に添えるなど工夫をすることが望ましい。従って記事の見出しと本文構成には改善されるべき点があった。

「パラダイス文書」というワッペンを使用したことは租税回避を示唆するから不当だとの申立人の主張は理解できなくもないが、同ワッペン使用で利益相反を問う大きな記事が掲載された経緯もあり、また記事情報の出所を示すことは重要であり、必ずしも不当とは言い切れない。

<③についての判断>

同病院と医師らが医師の倫理に反し利益相反状態をつくり、社会的に批判されるべきであるから、公共性の高い同病院の実名や外観写真に加えて、株の提供を受けた医師も含め、実名を記すことは、読者の理解を助けるために認められるし、歴史に記録するためにも、その必要もあったと考えることは、現行の報道基準の中で一定の妥当性を持つ（ただし、本件記事は医師については匿名とした。理事長は当該病院代表者として実名でコメントしている）。本件記事と同じ資料に基づき、同じ医療機器企業から未公開株の付与を受けた医師について、その利益相反を問うたインド有力紙はほぼ同時期に、当該医師について写真を大きく掲げて実名で報じている。

ただし、こうした実名報道は、もっとも早く近代的公共圏の発展を見た英米の報道伝統を日本やインドなど民主主義体制下の報道界が受け入れてきたことに由来しており、世界には実名報道についてさまざまな考え方があり、それらも考慮して日本でも長く議論が続いていることには留意すべきである。

付言すれば、本件記事では写真掲載に代えて「利益相反」についての解説などを添えるのが望ましかったといえる。そうすることで記事内容の「予測」や誤解により、当事者の社会的評価をいたずらに損なうことがないように配慮を尽くせたはずである。実名や写真の掲載については、記事掲載前に十分な議論を行うようのものである。

6. 結論

以上から、当委員は、申し立てには一定の理由があり、理解できる面もあるが、新聞倫理綱領の言う「正確で公正な記事」ではないとの主張は当てはまらぬと判断する。

（多数意見の「8. 付言」には同意）